特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
3	明石市	軽自動車税課税に関する事務	重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则添2) 変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務
②事務の内容	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受付ける。② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を収受する。③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。 ④ 減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付け減免を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。 ⑤ 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 [10万人以上30万人未満] 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	① 課税対象車両管理機能 賦課期日現在において、課税対象となる車両及び納税義務者に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正に係る情報を管理する機能。 ③ 帳票発行機能 納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を発行する機能。 ④ 統計機能 調定や統計に係る資料を作成する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	① 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。② 情報照会機能 情報提供・トワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。④ 既存ンステム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供の窓、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。⑥ 情報提供データベース管理機能 中間サーバーと性籍投展・アクスース管理機能 中間サーバーと情報に連携対象)の部会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。⑥ 世界退界のための情報等について連携するための機能。⑥ セキュリティ管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供を300時号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証。それらに件う鍵管理を行う、また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供がWS配信マスター情報を管理する機能。② 敵員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。③ システム管理機能 アッチの状況管理 業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。① システム管理機能 第200日 目報提供機能 (連携情報)及び自己情報提供対象者へのお知らせ情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う機能。
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム)

システム4							
①システムの名称	統合宛名システム (宛名システム等と同義)						
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理 する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能。						
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム						
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム						
② 心のノヘノムとの技術	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム						
	[O] その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))						
システム5							
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム						
②システムの機能	① 本人確認 申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。						
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()						

システム6	
①システムの名称	共通基盤システム (庁内連携システムと同義)
②システムの機能	 ① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムによりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
(の) 他のクス) 立との 接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム
	[O]その他 (各事務システム(パッケージシステム))
3. 特定個人情報ファイル:	名
軽自動車税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択技> [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48
6. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務局税務室市民税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 軽自動車税情報ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 「 10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 市内を主たる定置場所とする又は定置場所としていた軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・ ③対象となる本人の範囲 軽二輪及び小型特殊二輪車・三輪以上の軽自動車)に係る納税義務者及びその書類送付先設定者。 軽自動車税の適正な課税事務のために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。 その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等)] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ Γ 〕国税関係情報 「 **〇**]地方税関係情報 「] 健康・医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報 Γ 〕災害関係情報)] その他 ((※)軽自動車税情報ファイルに個人番号は保有しないが、軽自動車税システムにおいて、個人コードと 紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルとして定義している。 <識別情報> 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> その妥当性 ・税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 地方税関係情報:対象車両の特定及び軽自動車税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税 通知・証明書等を発行するために記録する。 ② 障害者福祉関係情報:障害減免の適用状況を把握するために記録する。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成27年10月5日 ⑥事務担当部署 総務局税務室市民税課

3. 特定個人	情報の入手・	使用						
		[〇]本人又は本人の代理人						
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課、障害福祉課)						
①1 * = *		[〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)						
①入手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)						
		[O]民間事業者 (一般社団法人全国軽自動車協会連合会本部、一般社団法人全国軽) 自動車協会連合会兵庫事務所						
		日野半陽云建古云共津事務所 [O]その他 (兵庫県市長会)						
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ						
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム						
②八十万法		[O] 情報提供ネットワークシステム						
		[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム						
③使用目的 ※	(軽自動車税の適正な課税事務を効率的に行う。証明書の発行を行う。						
	使用部署	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)						
④使用の主体使用者数		<選択肢>						
⑤使用方法		 ① 車両情報等の管理 ・原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理 ・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理 ・車両台帳から車両番号、車種、所有者等の参照 ② 軽自動車税の課税事務 ・当初課税処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・						
情報	の突合	賦課資料情報と住民票関係情報、他自治体または情報提供ネットワークシステムから入手した情報を 突合して賦課決定等を行う。						
⑥使用開始日		平成28年1月1日						

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		(三 委託する] (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない				
		(1)件				
委託	事項1	個人市県民税等システム構築・運用業務				
①委訂	托内容	・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社				
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑤再委託の許諾方法	・・安託先から再会託承諾甲請書の提出かあり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。				
	⑥再委託事項	軽自動車税課税システムの運用保守業務				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [〇]移転を行っている (2)件
DEDICTOR TO THE ME	[] 行っていない
移転先1	生活福祉課
①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の 項番23、項番95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	 ・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[] フラッシュメモリ [] 紙
	「 〇]その他 (本市事務室における端末操作
	[O] その他 (本市事務室における端末操作)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。
⑦時期·頻度 移転先2	
	特定個人情報の提供依頼がある都度。
移転先2	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の
移転先2 ①法令上の根拠	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 <選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 【
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者 [] 庁内連携システム [] 専用線
移転先2 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	特定個人情報の提供依頼がある都度。 納税課 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 軽自動車税関係情報 【

6. 特定個人情報の保管・消去

<軽自動車税システム、統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・統合宛名システムのサーバーは庁舎内の管理区域内、他のシステムのサーバーは庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。

- ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。
- ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(軽自動車税システム及び共通宛名システムのみ) <紙、電子記録媒体における措置>
- ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。
- ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

車両登録台帳

1自治体コート・2車両登録キー 3履歴番号 4サブ履歴番号 5初期登録業務日時 6更新業務日時 7更新システム日時 8更新コンピュータ名 9更新ューサ、ID 10有効フラグ 11決裁状態 12旧自治体コート・13有効履歴フラグ 14標識番号車種 15標識番号分類 16標識番号カナ 17標識番号番号 18異動年月日 19異動事由コート・20課税コート・21旧課税コート・22管内未納フラグ 23義務者個人番号 24所有権留保コート・25所有者個人番号26車名 27型式 28年式 29車台番号 30原動機型式 31総排気量 32総排気量単位 33取得事由コート・34取得年月日 35廃車事由コート・36廃車年月日 37譲受者個人番号 38整理番号 39型式認定番号 40定置場郵便番号 41定置場住所コート・42定置場住所 43定置場地番 44定置場方書 45使用者情報 46使用者個人番号 47使用者氏名力 48使用者氏名漢字 49使用者入力住所 50使用者方書 51使用者生年月日 52使用者電話番号 53届出者個人番号 54届出者氏名力 55届出者氏名漢字 56届出者入力住所 57届出者方書 58届出者生年月日 59届出者電話番号 60届出年月日 61標識返納コート・62未返納コート・63未返納その他 64未返納詳細 65標識返納年月日 66他自標識番号車種 67他自標識番号分類 68他自標識番号分類漢字 69他自標識番号カナ 70他自標識番号カナ漢字 71他自標識番号番号 72他自標識番号表示 73所有形態コート・74所有形態その他 75納税義務者区分 76盗難届届出年月日 77盗難届被害年月日 78盗難届警察 79盗難届交番 80盗難届受理番号 81 総排気量数値 82取得その他 83廃車その他 84修正その他 85処理番号 86初度検査年月 87燃料の種類コート・88税率特例 89軽自動車用用途 90自家用事業用別 91H27燃費基準達成車情報コート・92H32燃費基準達成車情報コート・93重課判定情報 94軽課判定情報 95予備1 96予備2 97予備項目1

課税台帳

1自治体コート 2税目コート 3課税対象年度 4通知書番号 5履歴番号 6サブ履歴番号 7初期登録業務日時 8更新業務日時 9更新システム日時 10更新コンピュータ名 11更新ユーザ ID12有効フラグ 13決裁状態 14旧自治体コート 15義務者個人番号 16車両登録キー 17標識番号漢字 18標識番号車種 19標識番号分類 20標識番号かけ 21標識番号番号 22車台番号 23課税コート 24年税額 25減免税額 26賦課税額 27納期1 28課税年度1 29納期限1 30差引税額1 31納期2 32課税年度2 33納期限2 34差引税額2 35納期3 36課税年度3 37納期限3 38差引税額3 39更正年月日 40更正事由コート 41車両履歴番号 42連番 43サブ連番 44処理番号 45更正番号 46決議番号 47初度検査年月 48燃料の種類コート 49経過年数 50税率判定区分 51税率特例

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<軽自動車税システムにおける措置>

・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報のみをあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、対象者及び必要な情報以外の情報を入手することはない。

・軽自動車税システム自体が不必要なデータを入力することができない仕様となっている。

<届出、申請及び申告等における措置>

・申告者、兵庫県市長会、他自治体等から入手する情報は地方税法等に定められた内容であり、不必要な情報は入手できない。

リスクに対する措置の内容

・入手した情報は、氏名、住所、生年月日の確認を行い、個人を正確に特定することで対象外の情報が含まれないか精査している。

・当該精査の結果、対象者以外の情報が含まれていた場合は速やかに対象となる他地方公共団体へ回送する。

<電子記録媒体における措置>

・一般社団法人全国軽自動車協会連合会本部、一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所から入手する情報は、仕様が定められており、必要な情報以外を入手することはない。

・入手した情報は、氏名、住所、生年月日の確認を行い、個人を正確に特定することで対象外の情報が含まれないか精査している。

・当該精査の結果、対象者以外の情報が含まれていた場合は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会本部、一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所へ返戻する。

リスクへの対策は十分か

十分である

[

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

3. 特	3. 特定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容		< 宛名システム等における措置> ・情報連携に必要のない情報との紐付けは不可能としている。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めていない。 〈事務で使用するその他のシステムにおける措置> ・軽自動車税課税に関する事務において、軽自動車税システムでは、当該事務に必要な情報のみを入手し保有するため、不必要な情報との紐づけが行われることはない。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元職	(員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーサ	デ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を行っているため、権限のないものは利用できない。 ・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。					
・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。 ・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。 ・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、保存している。							
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定值	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

ı

4. 糇	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない							
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	・委託業されい。 委託業されい 委託 市の目託 の目託 個の市 に務している。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	の遂行上知り得た た後においても同 以外のために仕様 示がある場合を除 リ用し、又は本市の の実施上知ること 情報の適正な管理 引き渡された個人! が完了したときは、 反する事態が生じ	内様書き、契なという、大学ををするという。それでは、対している。これでは、対している。これでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	漏らし、または他の目的なが成果物に記録されたよる事務に関して知るこま 第三者に提供しないこの人情報について、個人情要な措置を講じること。 された資料等を本市の等を直ちに返還し、又はる恐れのあることを知った	情報の漏えい、滅失及びき損の防止その 承諾なしに複写又は複製しないこと。		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[-	ト分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていなし	っている 2) 十分に行っている い 4) 再委託していない		
	具体的な方法	・許可のな	い再委託は認めて	いない。許	可した場合でも通常の多	委託と同様の措置を適用している。		
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい。	る 2) 十分である 3		
特定值	 固人情報ファイルの取扱	い の 委託に	おけるその他のリ	スク及びその		<u> </u>		
	- 	⋰⋌ ⋜ ⋺⋷ <u>⋏</u> ↓	**************************************	<i>52.</i> → = 1	ナないよ - 日 - ルナ - M - J - N - N - N - N - N - N - N - N - N	7 1 +12 //H 2/2 4=1 +11 ×1		
	定個人情報の提供・移転が ・ 不正な提供・移転が行			ークン人ナム	を通しに提供を除く。)	[]提供・移転しない		
特定值	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・情報の提		、利用部署		提出させ、データ利用に関し法的根拠		
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい。	る 2) 十分である る		
特定値する措		委託や情報!	是供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけ	るその他のリスク及びそのリスクに対		
	置 ————————————————————————————————————	<u> </u>						

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <統合宛名システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特 定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発 行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提 供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法 上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対 リスクに対する措置の内容 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する もの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢> Ε 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスクへの対策は十分か

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に彳	テっている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って		2) 十分に行っている	3
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり		2) 発生なし	
	その内容								
	再発防止策の内容								
その他の措置の内容		・ で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	。 (落雷等)に。 によるデータ に入館・入室 テムのバック ワークを通	ータを含んが にるデータの 対学を防く 医管理されが アップデー じて悪意の レス対策ソ)消失を防ぐ 、ために、が こデータセン タは媒体に 第三者が侵 フトウェアを	、ために、電子計算 設内に消火設備を シターにサーバーを 格納し、遠隔地に 入しないよう、ファ 導入している。	機に無停電で 完備している 設置している 呆管している) ₀	
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	ている ている	2) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査							
実施の有無	<mark>『施の有無 [O] 自己点検 [O] 内部監査 [</mark>						
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	しれて行っている 2) 十分に行っている っていない				
具体的な方法	・全ての職員に対し、個人情報・委託業者に関しては、契約内で、個人情報保護の規定を設・違反行為を行った者に対して く軽自動車税課税事務におけい。新たに配属された職員(非常習得のため研修を実施すると・軽自動車税課税事務関係職キュリティ対策の重要性の周知と、中間サーバー・プラットフォー・IPA(情報処理推進機構)が対対を作成し、中間サーバー・プ	保護に関する研修を行っ 日容に個人情報保護に関す けている。 には、都度指導の上、違反を ける措置> 動職員、臨時職員を含む。 ともに、研修資料を保存す 員に対し、随時研修・指導 可徹底を図る。 ームにおける措置> 是供する最新の情報セキュ ラットフォームの運用に携	する教育の実施を義務付け、業務契約におい 校の程度によっては懲戒の対象となりうる。 。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の				

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Icl 078-918-5003					
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求 書を提出する。					
③法令による特別の手続						
④個人情報ファイル簿への不 記載等						
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
①連絡先	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 IEL 078-918-5014					
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和3年10月1日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法	_				
②実施日・期間					
③主な意見の内容	_				
3. 第三者点検【任意】					
①実施日	_				
②方法	_				
③結果					

(別添2)変更簡所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更にあたらないため (軽徴な修正)
平成29年5月29日	I基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20 条第6号	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第7号(特 定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20 条	事後	重要な変更にあたらないため (軽徴な修正)
平成29年5月29日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①財務部稅務室市民稅課 総務部情報管理課 ②森田 康裕 後藤 省一	①総務局税務室市民税課 総務局総務管理室情報管理課 ②上東 弘明 後藤 省一	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報⑤保有開始日	平成27年10月5日予定	42282	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報⑥事務担当部署	財務部税務室市民税課	総務局税務室市民税課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	T特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体	市民税課、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、 各サービスコーナー(証明書業務)	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成29年5月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 5.特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第一15項、63項 番号 法第9条第2項に基づく条例を定める予定	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律9条第1項 別表 第一15項、63項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	重要な変更にあたらないため (軽徴な修正)
平成29年5月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金の支給、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律による支援給付、 配偶者支援金の支給に関する事務	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金の支給、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護 法の取扱いに準じ上保護の決定及び実施、就 労自立給付金の支給、保護に要する費用の返 還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する支援給付、 配偶者支援金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
	Ⅱ特定値人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転核転先2	番号法第9条第1項 別表第一16項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第-16項	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
平成29年5月29日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 IEL 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Ta. 078-918-5003	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
平成30年5月8日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	②上東 弘明 後藤 省一	②宮下 俊一 後藤 省一	事後	重要な変更にあたらないため (組織改正による修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する (3件)	委託する(1件)	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)
平成30年5月8日	工特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	削除	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)
平成30年5月8日	取扱いの妥託 取扱いの妥託 取特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託事項3	削除	事後	重要な変更にあたらないため (リスクを軽減させる変更)

令和1年6月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	ものである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)の	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受付ける。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を収受する。 ② 誠課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。 ② 滅免事由に該当する場合は、減免事請に整当する場合は、課税免除を行う。また、課税免除事由に該当する場合は、課税免除を行う。 ② 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、申告済証、廃車証明書を交付する。	事後	重要な変更に当たらないため (軽微な文言修正)
令和1年6月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	宮下 俊一 後藤 省一	①課長 ②課長	事後	重要な変更に当たらないため (様式変更による修正)
令和3年6月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	て、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 (1) 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る甲原動機付自転車や小型特殊自動車に係る甲位付金。(2) 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る報告(登録、変更、廃車)を収受する。(3) 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書を送付する。(4) 減免事由に該当する場合は、課稅免除事由に該当する場合は、課稅免除事由に該当する場合は、課稅免除事由に該当する場合は、課稅免除事由に該当する場合は、課稅免除率申由主該当する場合は、課稅免除率申上該当る場合は、課稅免除率申上該当者の場合は、課稅免除を行う。また、課稅免除率申に該当する場合は、課稅免除を行う。方、決稅免除事由に該当する場合は、課稅免除率方。	事後	重要な変更に当たらないため (検式変更による修正)
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ③他のシステムとの接続	○ 宛名システム等 ○ その他 共通宛名システム、他システム(ホストシステム)	○ 庁内連携システム○ 宛名システム等	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム2 ②システムの機能	を紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 他の情報保有機関に対して、法令に基づいて 業務上行われる特定個人情報(連携対象)を照 会し、情報照会の状態を管理する機能。 ③ 情報提供機能 他の情報保有機関から受け付けた情報照会	するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。②情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(限会とで表して、情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報服会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。④ 既存システムを分して、情報期会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。④ 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑤ 情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理すがあった旨の情報提供等記録を生成し、管理すがあった目の情報提供等記録を生成し、管理すがあった目の情報提供等記録を生成し、管理すがあった目の情報提供等記録を生成し、管理する機能	事前	システム再構築に伴う評価の再実施

令和3年5月10日	要4、特定個人情報ファイルの取	富士通株式会社神戸支社	株式会社日立システムズ 関西支社	事前	システム再構築に伴う評価 再実施
令和3年5月10日	□特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 ①委託内容 □特定個人情報ファイルの概	・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修 ・共通宛名システム、統合宛名システム及び共 通連携システムの保守・運用業務		事前	システム再構築に伴う評価再実施
令和3年5月10日	要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項1	情報システム再構築・運用業務委託	個人市県民税等システム構築・運用業務	事前	システム再構築に伴う評価再実施
令和3年5月10日	□ 特定個人情報プァイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 □ 特定個人情報ファイルの概	[]庁内連携システム [O]その他(データ連携(基幹ネットワークシステム)、住民基本台帳ネットワークシステム)	[O]庁内連携システム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	システム再構築に伴う評値再実施
令和3年5月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概	3 50項目以上100項目未満	4 100項目以上	事前	システム再構築に伴う評価再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 6.実施機関における担当部 署 ①部署及び②所属長の役職 名	①即省 ①総務局税務室市民税課 ②総務局総務管理室情報管理課 ②所属長の役職 ①課長 ②課長	①部署 総務局税務室市民税課 ②所属長の役職 課長	事前	システム再構築に伴う評値 再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ③他のシステムとの接続	追加	○ 既存住民基本台帳システム ○ 税務システム ○ その他 各事務システム(パッケージシステム)	事前	システム再構築に伴う評値再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの機能	追加	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データ の副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、 データ提供事務システムによりデータを受け取 り、データ利用事務システムに合わせた連携用 データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する 機能。	事前	システム再構築に伴う評値 再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	追加	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)	事前	システム再構築に伴う評明実施
令和3年5月10日	り切ら事務において使用する		 ○ 既存住民基本台帳システム ○ 税務システム ○ その他 中間サーバー、各事務システム (パッケージシステム) 	事前	システム再構築に伴う評(再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム3 ③他のシステムとの接続	○ 庁内連携システム ○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他 他システム(ホストシステム)	○ 庁内連携システム ○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他 国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム	事前	システム再構築に伴う評(再実施
令和3年5月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	(① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容 を検索する機能。 (② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。) 付番、登録機能 住登外者に対して、本市で利用する個人コードを付番する機能。各事務ンステム利用者が必要に応じて住所、氏名等の登録を行い、各事務システムと連携する機能。 ③ 住巻外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じて内容を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先等を内容を登録する機能。 ⑤ 個人コード関連付け機能 ⑤ 個人コード関連付け機能 「一人に対して複数の個人コードが存在する場合、1つの個人コードに積数の個人コードが存在する機能。 ⑥ 個人番号管理機能 個人番号管理機能 個人コードに対する個人番号を管理する機能。	住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容 を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」とい う。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際 に、本市で利用する宛名コードを付番、登録す る機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の 情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人(納 税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修 正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する 場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機 能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機 能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住 登者の情報を連携する機能。	事前	システム再構築に伴う評 再実施

令和3年5月10日	■特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、 本市が承諾した場合に限る。 ・再委託を行う場合は、当該契約に掲げる個人 情報の規定についても再委託先に対しても適 用する旨の覚書を締結する。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従 業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を 提出させる。	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、 本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従 業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書 を提出させる。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	り扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	軽自動車税システムの保守・運用業務における 作業担当として、技術支援作業を行う。	軽自動車税課税システムの運用保守業務	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[]庁内連携システム [O]その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携 (基幹ネットワーク)	[〇]庁内連携システム [〇]その他 本市事務室における端末操作	事前	システム再構築に伴う評価の 再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥移転方法	[〇]その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携 (基幹ネットワーク)	[O]その他 本市事務室における端末操作及びデータ連携	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<整自動車税システム、統合宛名システム、共通宛名システムにおける措置>・サーバーは、庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。・パックアップデータを遠隔地に保管している。(軽自動車税システム及び共通宛名システムのみ) <紙、電子記録媒体における措置>・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。・・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。・・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入節サーバーをへの入室を厳重に管理する。・・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	く軽自動車税システム、統合宛名システム、共 適宛名システム、共通基盤システムにおける措 置〉・統合宛名システムのサーバーは庁舎内の管 理区域内、他のシステムのサーバーは庁舎内の管 ターへの入館及びサーバー字への入室は厳重 に管理されている。なお、本市においては、当 該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ 使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された サーバーのデータベース内に保存されている。 ・パックアップデータを遠隔地に保管している。 ・経自動車税システム及び共通宛名システムの みり、 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付き ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付き ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付き ・中間サーバー・ブラットフォームはおける措置 ・中間サーバー・ブラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された ・特定個人情報は、サーバー室に設置された りーに設置しており、データセンターに設置しており、データセンターへの入室を ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース内に保存される。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の利用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク。 具体的な管理方法	・パスワードによる認証を行っているため、権限 のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限 しているため、権限のない機能は利用できな い。 ・パスワードは定期的に変更している。	・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を 行っているため、権限のないものは利用できない。 ・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の利用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク その他の措置の内容	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、ホストシステムに反映している。 ・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。 ・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、10年間保存している。	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。 ・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限 一覧表を作成している。 ・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、保存している。	事前	システム再構築に伴う評価の 再実施
	l	l			I

		<u> </u>			
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 ⑥ 情報提供ネットワークシステ ムとの接続 リスクに対する措置の内容	のみ特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供表別を明金の発行と照会内容の服会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証を受領してから情報服会から情報現供許可証を受領してから情報服会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)・・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)・・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	テムに求め、情報提供ネットワークシステムから 提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報 連携以外の照会を拒否する機能を備えており、 目的外提供やセキュリティリスクに対応してい る。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する 仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する措置	ワークシステムとの間は、高度なセキュリティを	こ、地信を暗ち169 ることで女主性を催休している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみがを言させる。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみがを言させる。 ・特定のは関サージ・プラットフォーノの表	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 7、特定個人情報の保管・消去に 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	く共通宛名システムにおける措置>・住登外者のうち最終更新日から5年経過した者で、各事務において使用されていない者を年に1度削除する。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンターの専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。・中間サーバー・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うともは、ログの解析を行う、・中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。	・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。・中間サーバー・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置、等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	システム再構築に伴う評価の 再実施

令和3年5月10日	Ⅲ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〈明石市における措置〉 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・遺反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為を行った者に対しては都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 〈軽自動車税課税事務における措置〉 ・新たに配属された職員(非常動職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時ともに、研修資料を保存する。 ・経自動車税課税事務関係職員に対し、随時向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を関係を指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を空間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。	・委託業者に関しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反校の程度によっては懲戒の対象となりうる。 〈軽自動車税課税事務における措置〉・新たに配属された職員(非常動職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・軽自動車税課税事務関係職員に対し、随時研	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	V 評価実施手続き ①実施日	平成27年5月22日	令和3年2月1日	事前	システム再構築に伴う評価の 再実施
令和3年5月10日	(別添1)ファイル記録項目	税年度、4 車両一連番号、5 滅免コード、6 非課税コード、6 非課税コード、(課税内容) 8 期別、9 税額、10 納期限、11 調定年月日、(定置場所) 12 定置場所コード、(住所) 13 住所コード、14 番地区分、15 番地1、16 番地2、17 番地3、18 異動事由、19 処理年月日、20 対象処理年月、21 課税取消FLG、22 空白 <車両関係>1 車両関係> 2 最新個人コード、3車種コード、(標識番号、4 標識前2桁、5 標識 3 十一、6 標識 6 時、6 標識 6 時、1 車番号、(排気量) 12 排気量コード、1 車台番号、(排気量) 12 排気量コード、13 排気量、(排気量) 12 排気量コード、13 排気量、14 取得年月日、15 廃車年月日、16 採消コード、(減免欄) 17 減免コード、18 減免網 17 減免コード、18 減免開始年、20 非課税間 20 非課税却一ド、21 非課税 11 対象 22 非課税を7年、12 非課税 11 対象 12 対象 14 対象 15 対象 1	平阿旦球口版 1自治体コード 2車両登録キー 3履歴番号 教史 8 日 9 中 3 限歴番号 8 中 3 限 2 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年11月30日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第 27項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号(特 定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和3年11月30日	V 評価実施手続き ①実施日	令和3年2月1日	令和3年10月1日	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和5年6月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ② 請求方法	明石市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した 開示請求書を提出する。	事後	法改正に伴う修正
	I基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	の番号の利用等に関する法律第9条第1項及び 別表の項番24	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)

令和6年8月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	圧個人情報の提供の制限/及び別衣第二の第 27項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 ※全ペマやりる事変取び終報をやりる全金等の	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人特報の提供の制限)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	軽徴な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律9条第1項 別表	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項及び 別表の項番23、項番95	軽徴な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	単位に関係する。 要 5. 特定個人情報の提供・移 転 5 を転先2 ()注金トの規拠	の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項及び 別表の項番24	軽微な修正 (法改正に伴うもの)